

甲府市社会福祉審議会児童福祉専門分科会について

1. 社会福祉審議会の概要

◎社会福祉法第7条第1項の規定により設置され、社会福祉に関する事項を調査審議する機関

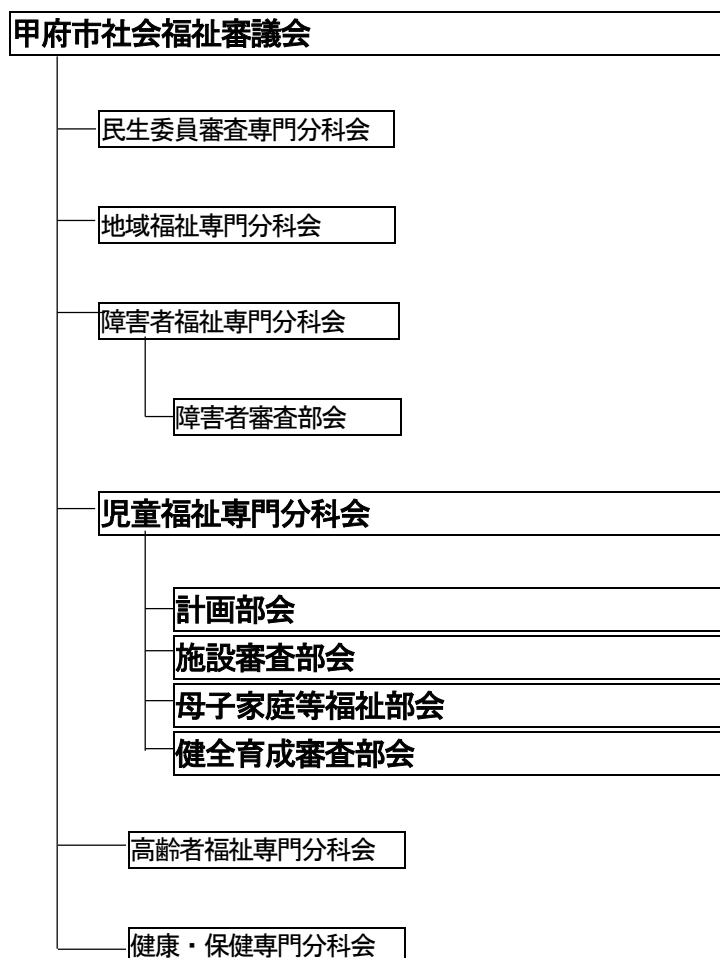
2. 委員・臨時委員

◎社会福祉事業従事者、学識経験者、議会議員のうちから市長が任命

◎委員は17人（条例では20人以内）

◎臨時委員は専門分科会及び部会に参加

3. 組織



4. 所掌事項

審議会・専門分科会・部会	所掌事務	担当課
社会福祉審議会	○市長の諮問に応じ、保健福祉に関する事項について、各専門分科会等を設置し、調査審議を行い、答申する。	福祉保健部 総務課
児童福祉専門分科会	○子ども・子育て支援に関する事項の調査審議 ○児童福祉に関する事項の調査審議 ○母子保健に関する事項の調査審議	子ども未来部 総務課
児童福祉専門分科会 【計画部会】	・子ども・子育て支援事業計画に関すること ・次世代育成支援行動計画に関すること ・子ども・子育て支援法第77条第1項に掲げる事項に関すること	子ども保育課 子ども支援課
児童福祉専門分科会 【施設審査部会】	・保育所の設置認可への意見に関すること ・保育所及び助産施設、母子生活支援施設の事業停止命令への意見に関すること ・幼保連携型認定こども園の設置認可、事業停止命令等への意見に関すること ・認可外保育施設の事業停止、施設閉鎖命令への意見に関すること ・保育所及び助産施設、母子生活支援施設の最低基準の向上のための意見に関すること	子ども保育課 子ども支援課
児童福祉専門分科会 【母子家庭等福祉部会】	・母子家庭の福祉に関すること ・母子福祉資金貸付金の貸付を停止する場合の意見に関すること ・寡婦福祉資金貸付金の貸付を停止する場合の意見に関すること	子ども支援課
児童福祉専門分科会 【健全育成審査部会】	・有害図書類の審査等に関すること	子ども支援課